

# 釧路総合振興局記者クラブ配付資料

報道発表資料の配付日時 令和5年（2023年）6月27日（火）11:00

発表項目	令和5年度釧路地域海岸漂着物対策推進協議会及び 釧路地域廃棄物不法処理対策戦略会議の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
	月 日 ( ) 時 分	発表場所	
概要	<p><b>○令和5年度釧路地域海岸漂着物対策推進協議会</b></p> <p>1 開催目的 関係機関が連携し、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生抑制を図るための情報の交換や共有などを目的とする。</p> <p>2 開催日時・場所 日時 令和5年（2023年）6月30日（金）11時00分～11時45分 場所 釧路市生涯学習センター（まなぼつと幣舞） 8階会議室802・803号室</p> <p>3 設置要綱 別添のとおり</p> <p>4 内容 (1) 北海道の海岸漂着物等地域対策推進事業に係る 海岸漂着物等の回収・処理実績等について (2) 令和4年度における市町村等の海岸漂着物の漂着 及び処分状況について (3) 情報交換ほか</p> <p><b>○令和5年度釧路地域廃棄物不法処理対策戦略会議</b></p> <p>1 開催目的 関係機関が連携し、廃棄物の不適正処理や不法投棄等の防止を図るための情報の交換や共有などを目的とする。</p> <p>2 開催日時・場所 日時 令和5年（2023年）6月30日（金）13時00分～15時00分 場所 同上</p> <p>3 設置要綱 別添のとおり</p> <p>4 内容 (1) 全国及び北海道における不法投棄の状況について (2) 令和4年度における市町村の取り組みについて (3) 情報交換ほか</p>		
参考	令和元年度（2019年度）以来の、4年ぶりの対面開催となります。		
報道(取材) に当たって のお願い	釧路・根室地域における、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生抑制、廃棄物の不適正処理や不法処理の防止等に向け、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課 地域環境係長 北 電話：0154-43-9152 (ダイヤル)		

## 釧根地域海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 この協議会は、釧根地域における海岸の良好な景観と環境を保全するため、関係者が連携して海岸漂着物等の処理とその発生抑制を図るための情報共有、連絡調整を行うことを目的とした連絡調整会議として設置する。

### (名称)

第2条 この協議会は、釧根地域海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

### (構成)

第3条 協議会は、別表1に定める構成機関をもって構成する。

### (議題)

第4条 協議会の議題は、次のとおりとする。

- (1) 海岸の良好な景観と環境を保全するための情報交換
- (2) 海岸漂着物の処理に関する事
- (3) 海岸漂着物の発生抑制に関する事
- (4) 海岸漂着物の発生状況及び発生原因の調査に関する事
- (5) 海岸漂着物に係る環境教育に関する事
- (6) その他海岸漂着物の対策に関する事

### (会議の開催)

第5条 協議会に座長を置き、北海道釧路総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長をもってあてる。

- 2 協議会は、座長が招集するものとする。
- 3 協議会は、必要に応じて、構成機関以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 座長は、不在の場合などの都度、これを代行するものを指名することができる。

### (事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課に事務局を置く。

### (見直し期限)

第7条 本会議は、平成28年5月31日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則 この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

別表1（第3条関係）

機関名	役職名	備考
北海道森林管理局根釧西部森林管理署	総括森林整備官	
北海道森林管理局根釧東部森林管理署	総括森林整備官	
北海道開発局釧路開発建設部	治水課長	
海上保安庁第一管区海上保安本部釧路海上保安部	警備救難課長	
海上保安庁第一管区海上保安本部根室海上保安部	警備救難課長	
環境省北海道地方環境事務所	資源循環課長	
環境省釧路自然環境事務所	国立公園課長	

釧路市	市民環境部環境事業課長 水産港湾空港部港湾空港振興課長	
釧路町	環境生活課長 農林水産課長	
厚岸町	環境林務課長	
浜中町	住民環境課長 水産課長	
標茶町	住民課長	
弟子屈町	環境生活課長	
鶴居村	住民生活課長	
白糠町	保健福祉部町民サービス課長	
根室市	市民福祉部市民環境課長 水産経済部水産振興課長 水産経済部港湾課長	
別海町	福祉部町民課長	
中標津町	町民生活部生活課長	
標津町	住民生活課長 水産課長	
羅臼町	環境生活課長	
釧路総合振興局地域創生部	地域政策課長	
釧路総合振興局産業振興部	農村振興課長	
釧路総合振興局産業振興部	林務課長	
釧路総合振興局産業振興部	水産課長	
釧路総合振興局森林室	管理課長	
釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室	維持管理課長	
根室振興局地域創生部	地域政策課長	
根室振興局産業振興部	農村振興課長	
根室振興局産業振興部	林務課長	
根室振興局産業振興部	水産課長	
根室振興局保健環境部	環境生活課長	
釧路総合振興局保健環境部	くらし・子育て担当部長	
釧路総合振興局保健環境部	環境生活課主幹	

# 釧根地域廃棄物不法処理対策戦略会議設置要綱

## (目的)

第1条 釧根地域の廃棄物の処理、各種リサイクル等の指導に係る関係機関が緊密に連携し、廃棄物の不適正処理及び不法投棄等（以下「不法処理」という。）の防止と、これらに対する迅速かつ的確な対応を行い、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的として釧根地域廃棄物不法処理対策戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

## (事業)

第2条 戦略会議は次の事業を行う。

- (1) 不法処理の防止及び発生後の対応に関し、関係機関が連携して実施すべき施策の検討
- (2) 不法処理の情報交換に関すること
- (3) 不法処理防止のための広報啓発活動に関すること
- (4) その他戦略会議の目的を達成するために必要な事業

## (構成)

第3条 戦略会議は次の機関をもって構成する。

- (1) 戦略会議は別表に定める関係機関の廃棄物対策担当部局をもって構成する。
- (2) その他主宰者が必要と認めるときは、別の関係機関等を加えることができる。

## (主宰者)

第4条 戦略会議は、北海道釧路総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長が主催する。

## (会議)

第5条 戦略会議は、原則として年1回開催するものとし、その他必要に応じて会議を開催する。

## (ワーキンググループ)

第6条 戦略会議には、第2条(1)に掲げる施策の検討に当たり、必要に応じ、関係機関でワーキンググループを設置することができる。

## (意見の聴取等)

第7条 戦略会議及びワーキンググループは、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (事務局)

第8条 戦略会議の事務局は、北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課に置く。

## 附則

- この要綱は、平成 7年 1月20日から施行する。  
この要綱は、平成 9年 8月25日から施行する。  
この要綱は、平成13年 5月22日から施行する。  
この要綱は、平成15年 5月16日から施行する。  
この要綱は、平成16年 5月26日から施行する。  
この要綱は、平成17年 5月31日から施行する。  
この要綱は、平成18年 5月29日から施行する。  
この要綱は、平成19年 5月17日から施行する。  
この要綱は、平成20年 5月19日から施行する。  
この要綱は、平成21年 4月22日から施行する。  
この要綱は、平成22年 6月 8日から施行する。  
この要綱は、平成24年 6月19日から施行する。  
この要綱は、平成28年 5月31日から施行する。

(別 表)

## 釧根地域廃棄物不法処理対策戦略会議構成機関

構 成 機 関 名
第一管区海上保安本部釧路海上保安部
第一管区海上保安本部根室海上保安部
環境省北海道地方環境事務所
釧路市
釧路町
厚岸町
浜中町
標茶町
弟子屈町
鶴居村
白糠町
根室市
別海町
中標津町
標津町
羅臼町
社団法人北海道産業廃棄物協会道東支部
北海道警察釧路方面本部
北海道警察釧路方面本部釧路警察署
北海道警察釧路方面本部厚岸警察署
北海道警察釧路方面本部弟子屈警察署
北海道警察釧路方面本部根室警察署
北海道警察釧路方面本部中標津警察署
北海道根室振興局
北海道釧路総合振興局